

孺恋村簡易水道事業 經營戰略

計畫期間：令和4年度～令和13年度

令和4年3月
群馬県孺恋村

目次

1. 事業概要.....	1
(1) 事業の現況.....	1
(2) これまでの主な経営健全化の取組.....	5
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	5
2. 将来の事業環境.....	7
(1) 給水人口の予測.....	7
(2) 水需要の予測及び料金収入の見通し	7
(3) 組織の見通し.....	8
3. 経営の基本方針.....	10
4. 投資・財政計画（収支計画）	11
(1) 投資・財政計画（収支計画）	11
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明.....	16
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要..	19
5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項.....	21

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

簡易水道事業の概要

供用開始年月日	昭和29年3月31日	計画給水人口	11,638人
法適(全部・財務)・ 非適の区分	法非適用	現在給水人口	6,117人
		有収水量密度	301.45 m ³ /ha

(令和2年度末現在)

昭和28年3月に事業創設の認可を受けた簡易水道事業は、翌昭和29年3月に供用を開始しました。令和2年度末現在、行政区域内人口は、9,413人、給水人口は6,117人であり、普及率は約65%となっています。なお、普及率については、上水道事業と簡易水道事業を合わせると97.3%です。

② 施設

簡易水道施設の概要

水源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水 <input type="checkbox"/> ダム <input type="checkbox"/> 伏流水 <input checked="" type="checkbox"/> 地下水 <input type="checkbox"/> 受水 <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)			
施設数	浄水場設置数	2	管路延長	121,701m
	配水池設置数	31		
施設能力	7,957 m ³ /日		施設利用率	50%

(令和2年度末現在)

簡易水道名	計画給水人口(人)	簡易水道名	計画給水人口(人)
田代簡易水道	2,500	西窪簡易水道	420
古永井簡易水道	200	門貝簡易水道	260
長井簡易水道	150	三原簡易水道	1,300
大笹簡易水道	1,350	袋倉簡易水道	300
中原、山梨簡易水道	200	今井簡易水道	630
北山小水道	80	石津簡易水道	143
砂井簡易水道	250	大平簡易水道	115
千俣簡易水道	1,450	仙之入簡易水道	210
上ノ貝簡易水道	800	万座簡易水道	200
仁田沢簡易水道	120	バラギ小水道	60
大前簡易水道	900	合計	11,638

③ 料 金

本村の簡易水道料金は、用途及び使用水量区分ごとの基準料金からなっています。

常住専用の一般用は、基本料金+超過料金としてメーター使用料を加えて算出します。これは、基本水量を設けることにより、低廉な生活用水の確保を可能にするとともに、超過水量分については、逦増型とすることにより、水利用の合理化を促すという考え方をとっています。それ以外は、使用水量が多くなるほど高くなる逦増型です。直近の料金改定(※消費税のみの改定は含まない)は、平成13年4月1日に行いました。

(料金表)

区分	料金	基本料金		使用料金(1㎡につき)	
		用途	料金	使用水量	料金
常住専用	一般用	10㎡まで	550円	10㎡を超えるもの	61円
	営業用		1,430円	20㎡まで	83円
				20㎡を超え50㎡まで	105円
				50㎡を超え200㎡まで	127円
	200㎡を超えるもの	132円			
季節専用	一般用		1,430円	20㎡まで	83円
				20㎡を超え50㎡まで	105円
				50㎡を超え200㎡まで	127円
				200㎡を超えるもの	132円
	営業用		1,430円	20㎡まで	83円
				20㎡を超え50㎡まで	105円
				50㎡を超え200㎡まで	127円
				200㎡を超えるもの	132円
	臨時用		2,750円	20㎡まで	83円
				20㎡を超え50㎡まで	105円
				50㎡を超え200㎡まで	127円
				200㎡を超えるもの	132円
	私設消火栓	演習10分毎	1,000円	火災時使用無料	

(メーター使用料の概要)

メーター使用料は、水道料金と同時に請求を行っています。

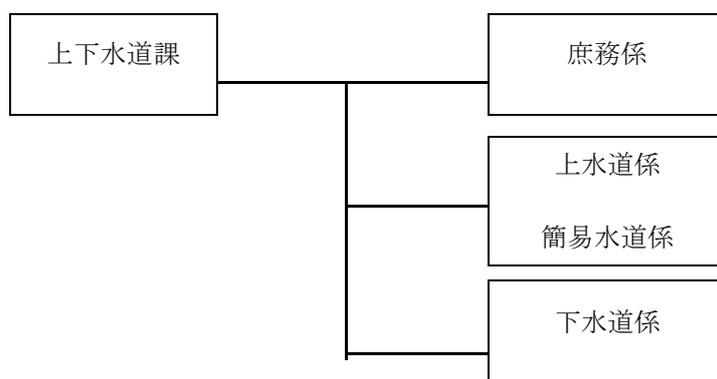
口径別	直読式	遠隔式
13mm	90 円	300 円
20mm	150 円	340 円
25mm	160 円	370 円
30mm	230 円	500 円
40mm	270 円	570 円
50mm	1,200 円	2,500 円
75mm以上	時価により算定	時価により算定

④ 組織

本村の簡易水道事業は村長のもと、主に上下水道課の簡易水道係が業務を担当しています。組織および主要な事務分掌を下記に示します。

令和3年3月現在、簡易水道係には事務職2名が在籍しております。

(組織図)



(事務分掌)

■庶務係

- (ア) 予算及び決算に関すること。
- (イ) 条例及び規則に関すること。
- (ウ) 広報及び宣伝に関すること。
- (エ) 文書の管理に関すること。
- (オ) 使用料の徴収に関すること。
- (カ) 分担金の徴収に関すること。
- (キ) 課内の庶務に関すること。

■上水道係

- (ア) 上水道の給水計画及び施工に関すること。
- (イ) 上水道施設の維持管理に関すること。
- (ウ) 上水道の検針に関すること。
- (エ) 水道台帳に関すること。
- (オ) 給水装置工事の指定店に関すること。

■簡易水道係

- (ア) 簡易水道の給水計画及び施工に関すること。
- (イ) 簡易水道施設の維持管理に関すること。
- (ウ) 簡易水道の検針に関すること。

(2) これまでの主な経営健全化の取組

水道は、住民にとって生活を守る重要なセーフティネットです。本村では、「将来にわたり安全で良質な水の安定的供給」を基本理念に、安定した経営基盤を持続していくための取り組みを行っています。これまでの主な取組みは次のとおりです。

■ 経費の節減及び計画的な維持・管理の実施

簡易水道事業では、施設管理の一部、つまり、検針や浄水場・配水施設などの保守点検業務を民間事業者へ委託して実施することで業務の効率化を図っています。他の業務についても、外部委託の可能性を積極的に検討し、簡易水道事業の事務事業の継続的見直しによる合理化・効率化を追求し、経費節減に努めています。

■ 簡易水道施設の整備の実施

簡易水道施設は老朽化が見られ、漏水等の事故が多発しています。集落内は下水道整備と同時に配水管の布設替を行ってきましたが、水源地や導水管及び配水池等の更新が進んでいないため、引き続き老朽施設の更新が必要な状況です。現在は資産台帳の整備と簡易水道の管路図のデジタル化等により老朽管の把握が進んできており、今後は管理の効率化及び水道機能の更なる強化を図り、災害に強く、安心安全な水道環境の確立と、健全な事業の運営が求められています。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

本村の経営状況について、過去 5 年間の趨勢分析及び類似団体との比較分析は、別紙「経営比較分析表(令和2年度決算)」のとおりです。

■経営の健全性・効率性について

収益的収支比率は、平成 28 年度以降は 100%前後で推移しており、類似団体平均を上回る水準で推移しています。しかしながら、収支不足分を基準外繰入金で補てんしており、独立採算による経営ができていない状況です。料金回収率は類似団体より高い水準で推移していますが、100%を下回っており、給水原価を料金収入で賄えていない状態です。

施設利用率は類似団体よりも高い水準となっていました。人口の減少と過疎化の進行に伴う需要の減少により 2 年連続で減少し、令和 2 年度は類似団体平均よりも低い水準となりました。今後さらに低下していくと考えられるため、各地区の特性や状況を適確に把握し、必要性や将来の利用率等を総合的に勘案し、ダウンサイジング等の検討を行う必要があります。

今後は、老朽化した管路や設備の改修による費用の増加が想定されるため、一層の経費削減に努めるとともに、適正水準による料金収入の確保についても検討し、経営の健全化に取り組む必要があります。

■老朽化の状況について

本村の簡易水道施設・設備の多くで老朽化が進行しています。近年では、老朽化を原因とする漏水の発生頻度も高まってきており、有収率は類似団体と比較して低い水準にあります。現在、資産台帳の整備および管路のデジタル化によって、石綿管以外の老朽管の把握が進んできており、今後は計画的な更新を行っていきます。また、管路以外の配水池等その他の施設の更新も必要となっていており、修繕費用や改修・更新費用の増大が見込まれるため、財源の確保策を検討する必要があります。

なお、更新を行う際は、耐震化を含む災害対応にも併せて取り組み、簡易水道施設全体の効率性向上を図る必要があります。

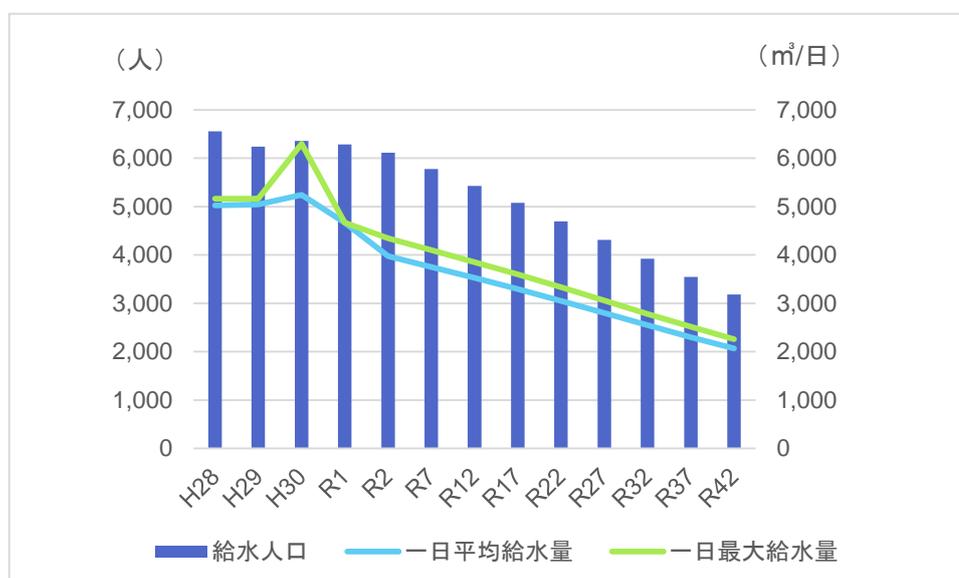
2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

本村の総人口は平成 17(2005)年から減少傾向で推移しており、令和 2(2020)年度は 9,413 人となっています。今後もこの減少傾向は進むことが予想され、孺恋村人口ビジョン(2019 年度策定)の推計では、令和 42(2060)年には 4,842 人まで減少する見込みです。

この予測を参考に、本戦略においては、国立社会保障・人口問題研究所から公表された「日本の地域別将来推計人口(2018 年推計)」の人口増減率に実績値による補正を加えたものを将来人口として用いることとし、給水人口は、将来人口の増減率を加味して算出しました。給水人口を予測した結果、10 年後の令和 13(2031)年度末に 5,359 人、令和 42(2060)年度末に 3,186 人にまで減少する見込みです。

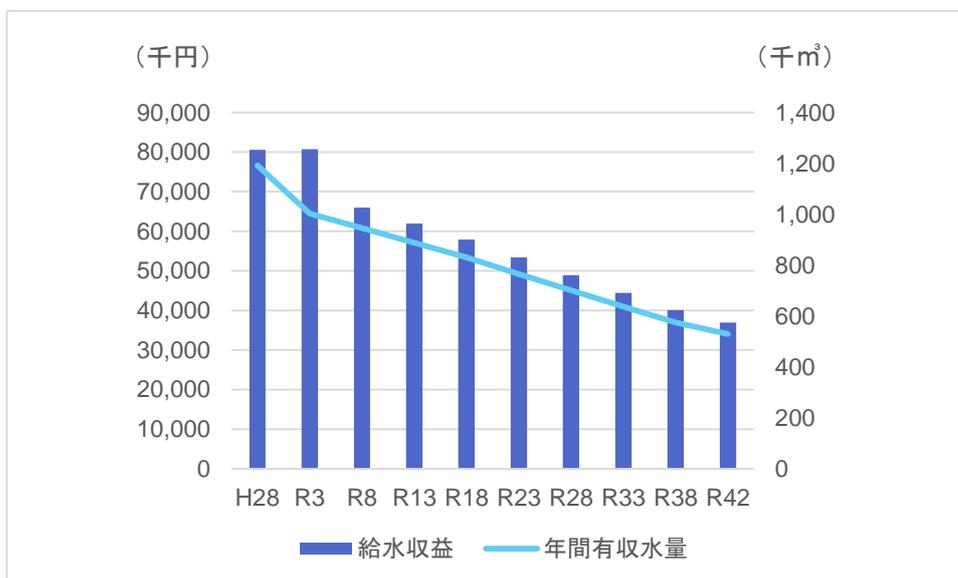
(給水人口の予測)



(2) 水需要の予測及び料金収入の見通し

水需要及び料金収入の予測と、予測の方法は次のとおりです。経営状況を鑑みると、今後、料金改定についての検討が必要ですが、本収支計画においては加味していません。有収水量、料金収入は、ともに減少していく見通しとなりました。

(水需要の予測及び料金収入の見通し)



■ 予測の方法

有収水量・・・令和2年度実績値×給水人口増減率

料金収入・・・有収水量×供給単価(直近5年間の平均値)

(3) 組織の見通し

現在、上下水道課の簡易水道係は2名の職員が在籍しており、これ以上の職員数の削減は困難であり、今後も現行の人数を維持していく予定です。

簡易水道事業においては、事務事業の効率化に努めつつ最小の人数で業務に取り組んでいるところですが、今後は、施設設備の老朽化に伴う更新や修繕のニーズ増大による業務量の増加は予想されます。健全な経営のためには、業務内容を見直すことにより、より一層の効率化を追求し、経費削減要請に対応していかなければなりません。

現時点で、職員の増員は困難と考えられるため、今後の業務量の増加に対応するためには、水道技術や企業会計に関する専門知識に精通した人材が必要不可欠です。よって、職員の

資質向上を図るため、外部講習会への積極的な参加や職場での教育・研修の充実に取り組み、知識や技術力の習得に努めます。また、ベテラン職員の技術やノウハウを次世代の職員に確実に承継することが重要です。そのため、職員の適正な配置や年齢構成の適正化を図るとともに、若年層の育成を計画的に行っていく必要があります。

3. 経営の基本方針

簡易水道事業は、将来にわたり安全で良質な水道水を安定的に供給するとともに、安定した経営基盤を持続していくため、「安全」「強靱」「持続」を目指して取り組んでいきます。

■ 安全 ～水の安全性～

いつでも安全で良質な水をお届けできるよう、水源から給水装置に至るまで各過程での水質の保持・向上に尽力します。

■ 強靱 ～施設の強靱性～

巨大地震の発生や老朽化した簡易水道施設の更新需要の増大を見据え、拠点施設を中心とした計画的な更新及び耐震化を推進します。

■ 持続 ～経営の持続性～

将来的な人口減少社会の到来を見据えつつ、人材・施設・資産を有効に活用していくことで、簡易水道事業を次世代へ継承します。

4. 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）

「投資・財政計画（収支計画）」は別紙のとおりです。

①収益的収支

収益的収入は主に料金収入、加入金及び一般会計繰入金で構成されています。

料金収入は減少する見通しであり、これは、村全体の人口減少によって有収水量が減少していくためです。これにより、収益的収入は今後 10 年間減少傾向となります。

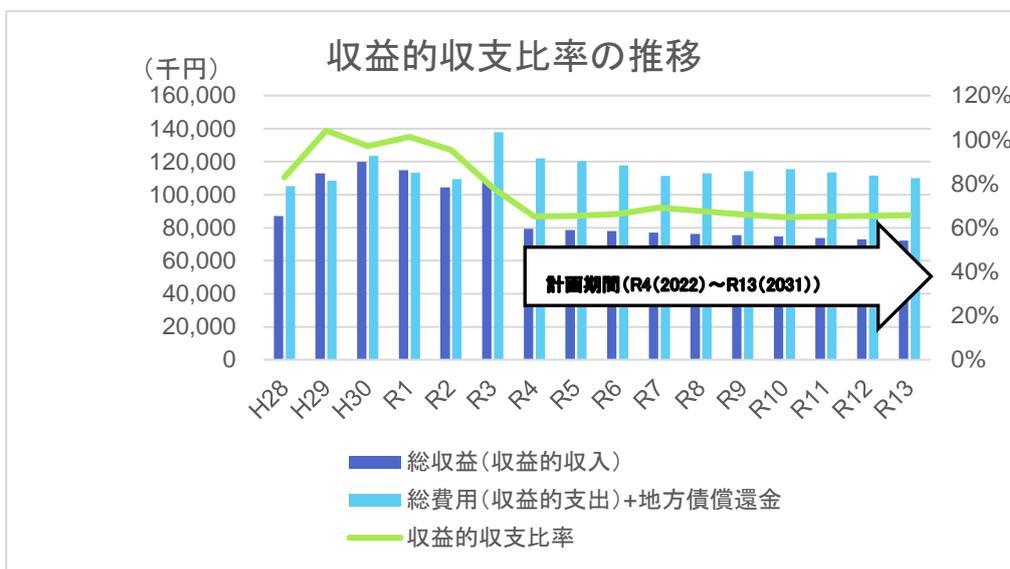
収益的支出は主に人件費と、委託料や修繕費、材料費などの経費及び地方債利息で構成されています。

人件費や経費は一定ですが、地方債利息が減少する見通しであるため、収益的支出は今後 10 年間僅かに減少していきます。

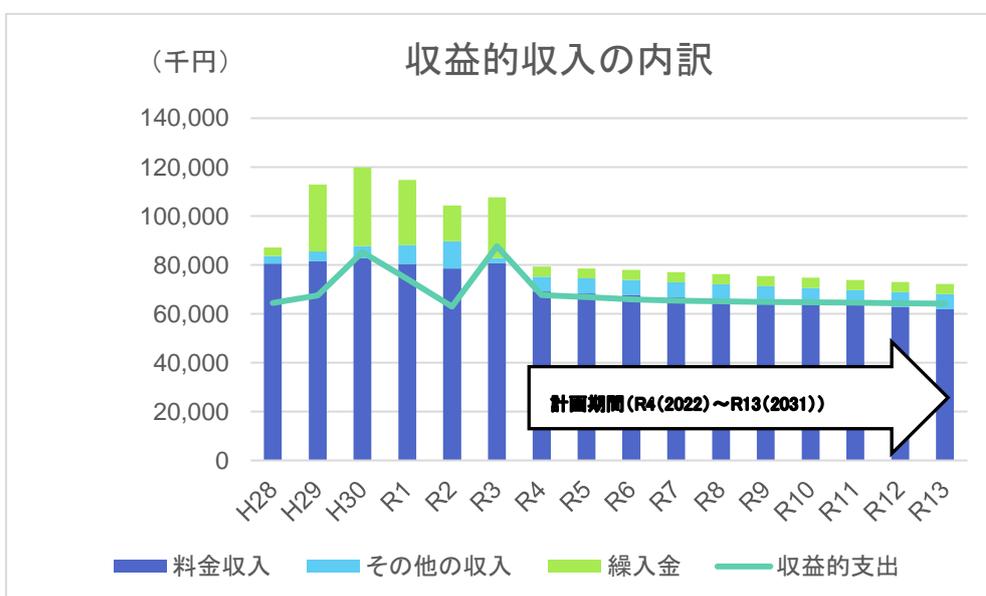
この結果、収益的収入の減少額が収益的支出の減少額を上回ることから、今後 10 年間、当年度純利益は減少しますが、黒字が続く見込です。

ただし、収益的収支比率は 100%を下回る値が続くことになります。これは、収益的収入では、収益的支出と地方債償還金の全ては賄うことができていないということであり、地方債償還金の一部は資本的収入の一般会計繰入金で賄われている状況です。なお、計画期間以前においては、一般会計繰入金のうち、基準外繰入金が収益的収入に計上されていたことから、収益的収支比率は計画年度よりも上回っています。

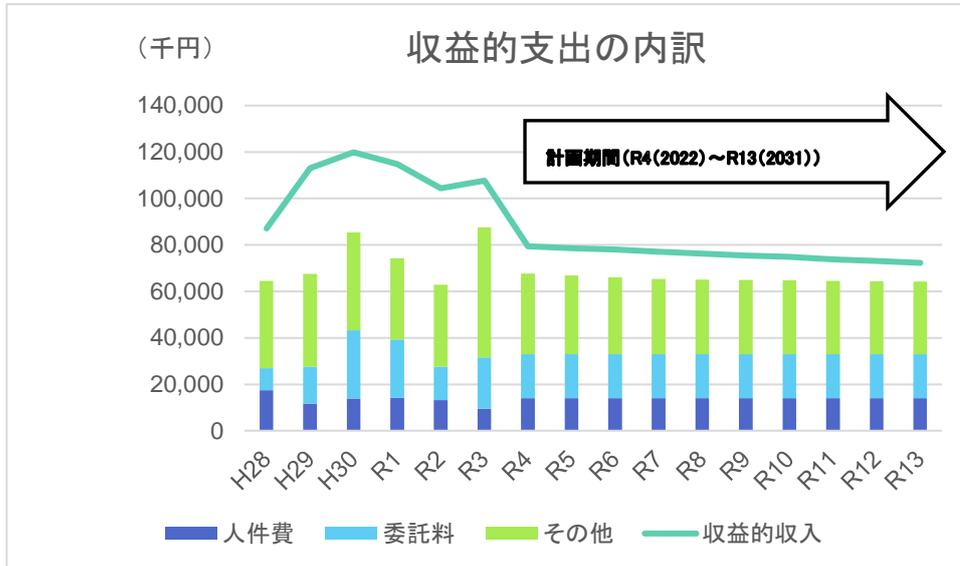
(収益的収支比率の推移)



(収益的収入の内訳)



(収益的支出の内訳)



②資本的収支

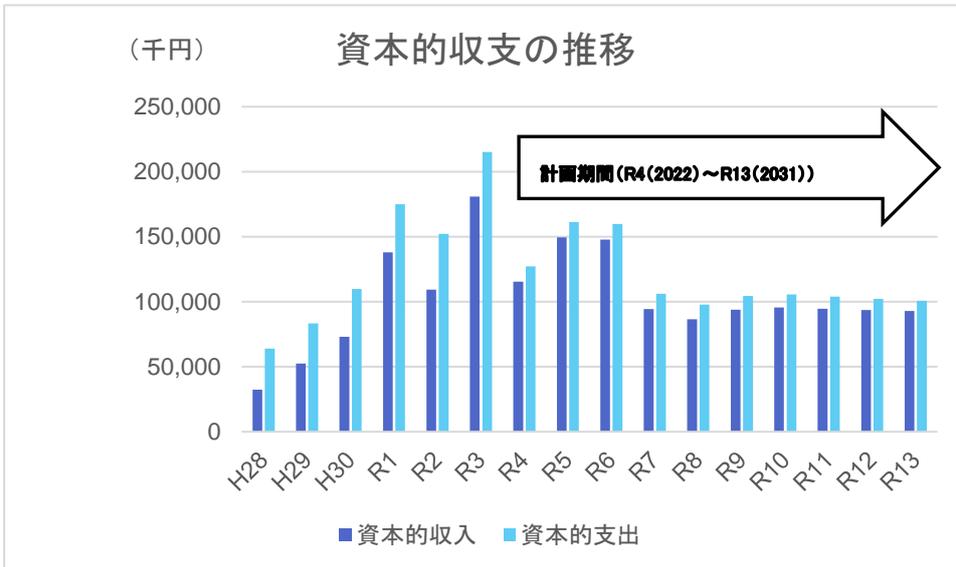
資本的収入は、地方債、県補助金と工事分担金、及び一般会計繰入金で構成されています。

また、資本的支出は、建設改良費及び地方債償還金で構成されています。

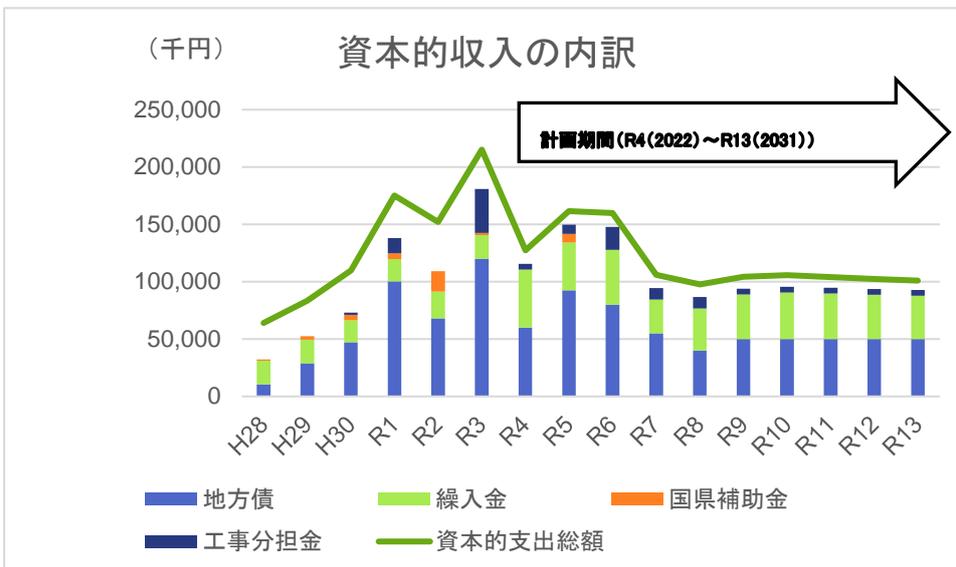
現状、簡易水道施設の老朽化が進行しており、今後、水源地や導水管及び配水池等の更新が必要な状況です。そのため、これらの必要な投資費用を賄うためには、地方債の発行及び県の補助金を予定しています。

また、一般会計繰入金は、総務省からの通知による基準内繰入金のみならず、基準外の繰入金も含まれており、これにより地方債の償還金を賄っています。なお、計画期間以前においては、基準外繰入金を収益的収入に計上しておりましたが、計画期間においては資本的収入に計上しています。このため、計画期間においては、一般会計繰入金がその分増加しています。

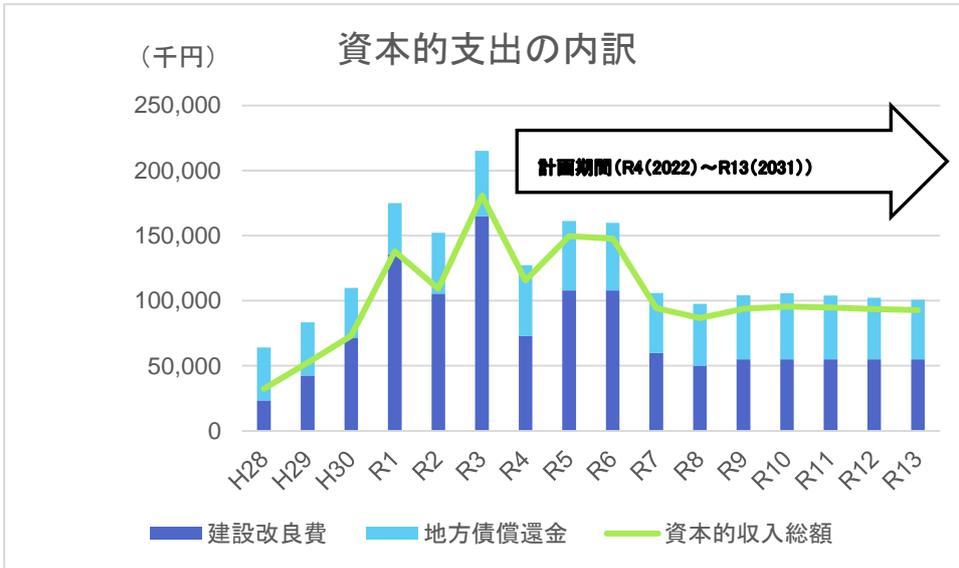
(資本的収支の推移)



(資本的収入の内訳)



(資本的支出の内訳)



(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

目標	管路図のデジタル化、資産台帳の整備による老朽管の正確な把握を行い、計画的な管路更新と維持管理を実施することによって、老朽化に起因する陥没事故等の未然防止と施設の長寿命化を図ります。
----	--

本村では石綿管を中心に管路の更新を行ってきましたが、現在は管路図のデジタル化、資産台帳の整備が進み、老朽管の正確な把握が可能となりました。管路や設備等の状況を把握したうえで、使用実態に応じた計画的な更新サイクルを設定するとともに、適切な維持管理を行うことによって、老朽化に起因する陥没事故等の未然防止と施設の長寿命化を図ります。

(ア)建設改良費について

令和4年度以降の5年間で管路更新事業、水管橋改修事業および配水池新設改修事業を予定しています。管路費は総額1.4億円、水管橋改修工事は総額1.4億円、配水池新設改修工事は総額1.2億円を見込んでいます。この結果、建設改良費は、5年間で総額約4億円計上しました。また、令和9年度以降の5年間は、毎年5千5百万円、総額2.8億円計上しました。

(計画期間の投資額と主な事業)

項目	投資額
田代簡易水道石綿管更新事業	90,000 千円
万座簡易水道施設整備事業 水管橋改修工事外	140,000 千円
今井簡易水道配水池新設工事	70,000 千円
砂井簡易水道導水管更新工事	20,000 千円
三原簡易水道配水管布設替工事	34,000 千円
中原山梨簡易水道配水池改修工事	45,000 千円
その他(令和9年度以降の事業)	275,000 千円

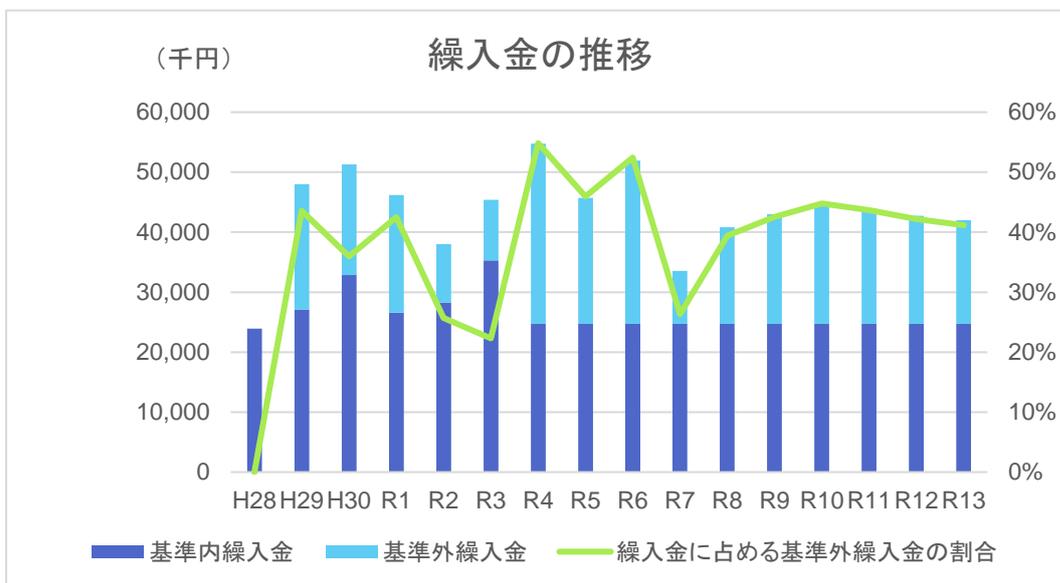
② 収支計画のうち財源についての説明

目標	<p>投資の財源は料金収入、地方債や県補助金、一般会計からの繰入金などを適切なバランスで組み合わせ、将来にわたって財務健全性を損なわないよう、財源構成を検討します。</p> <p>なお、現状、収支不足について、一般会計からの繰入金の基準外繰入金で賄っています。経営の健全化に向けて、料金の改定を含めた検討を行い、基準外繰入金に対する依存度の低減に取り組みます。</p>
----	--

(ア) 料金収入

「3. 将来の事業環境(2)水需要の予測及び料金収入の見通し」のとおりです。料金の改定については、今後の検討事項とし、本計画においては料金据え置きとしています。

(イ) 一般会計繰入金



総務省による「地方公営企業繰出金について(通知)」が示す繰出基準内の繰入金のみならず、基準外の繰入金も含まれており、一般会計からの繰入金に依存した財源構成になって

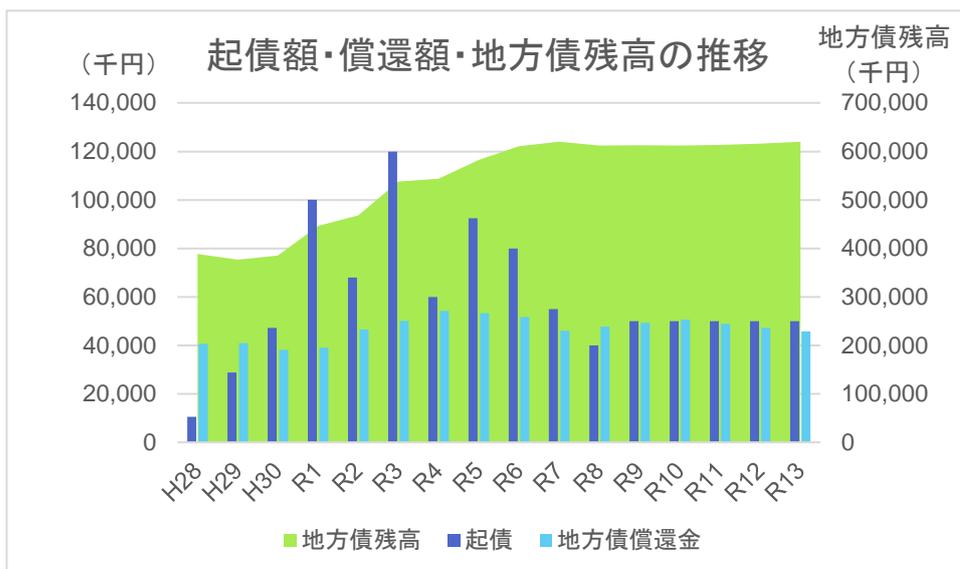
います。投資・財政計画(収支計画)においては、従来どおり、収支が均衡となるよう、収支不足額を繰入金によって賄うこととしています。

(ウ) 地方債・県補助金

計画期間において実施する事業費に対しては、毎年度の支出額の平準化と世代間の公平を確保するため地方債を発行し、一部は県補助金で賄います。

新規に発行する地方債の発行条件は、償還期間 20 年(3 年据置)として償還計画を算定しました。今後、新たな起債の発行が必要となった場合は、規模や期間の適正性の検討を十分に行うこととし、地方債残高の適正管理に努めます。

(償還額・起債額および企業債残高の推移)



③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

(ア) 職員給与費

1人あたりの職員給与費に職員数を乗じて算定しています。1人あたりの職員給与費は平成28年度から令和2年度までの実績平均値としました。

(イ) その他の経費(動力費、光熱水費、通信運搬費、修繕費、材料費、薬品費、委託料、その他)

平成 28 年度から令和 2 年度までの実績平均値としました。

(ウ) 地方債利息

令和2年度までに発行した企業債に係る支払利息は償還スケジュールと約定利率を基に算定しました。令和3年度以降の起債については、返済期間 20 年(据置期間 3 年)、利率 0.1%で算定しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定

の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広域化	群馬県において、水道広域化推進プランの策定、広域化の具体的な推進方針の検討が進められており、その内容を踏まえつつ、近隣自治体の動向も注視しながら、周辺自治体との連携可能性を模索し、総合的に検討します。
民間の資金・ノウハウなどの活用 (PPP/PFI 等の導入等)	民間的経営手法の導入については今後、先進的な事例研究を行い、どのような方法で実施するのが最も適切であるか、その効果を勘案しながら、調査し検討していきます。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化などによる投資の平準化)	施設等の老朽化に伴う更新需要の増大に対し、今後アセットマネジメントを策定して、中長期的な視点で更新需要や財政収支の見通しをたて、財政負担を平準化することにより、計画的かつ効率的に施設の更新を行います。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	本村の人口は、今後、減少が見込まれることから、施設の更新にあたっては、近隣の状況も鑑みながら、将来の給水人口の推移や水需要の予測に基づいた適切な施設・設備の規模の把握に努め、ダウンサイジングやスペックダウンの可能性を模索します。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	
その他の取組	水道事業に活用できる IoT 技術の導入に向け、スマートメーターの調査・研究を行います。

② 財源についての検討状況等

料金	本戦略期間中における料金改定の実施については、現時点で未定です。一般会計からの繰入金に依存している現状と人口減少による将来の厳しい財政見通しとを踏まえ、必要に応じて適正な料金水準の検討を行います。
地方債	将来世代に過度な負担を強いることがないように、計画的かつ着実な償還による地方債残高の圧縮に取り組みます。
繰入金	可能な限り、基準外の繰入金への依存度を抑えるよう努め、経営の健全化に取り組みます。
資産の有効活用等による収入増加の取組	活用すべき遊休資産等はなく、特筆すべき事項はありません。

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委託料	本村では、これまでも可能な範囲で業務の効率化を図ってきましたが、今後も効率化が可能な範囲とその効果を検証し、さらなる民間委託の導入可能性を模索します。
修繕費	既存施設の定期的な保守点検を実施し、劣化状況に応じて補修を行うことにより故障を未然に防ぎ、修繕費の抑制を図ります。
動力費	設備更新時には、各施設を高効率設備に更新することを検討し、省力化を図ります。また、環境に配慮した再生可能エネルギーの活用などを検討します。
職員給与費	日々の業務は最小限の職員数により実施しています。今後、業務内容の見直し、業務の効率化を模索し、職員給与費の削減の可能性を模索します。
その他の取組	計画的かつ継続的に漏水調査を実施し、発見箇所への補修と老朽管の計画的な更新により、漏水量の抑制に努め、有収率の向上を図ります。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

<p>経営戦略の事後検証、更新等に関する事項</p>	<p>今年度策定した経営戦略については今後、PDCA サイクルにより、投資・財政計画の達成状況について毎年度進捗管理(モニタリング)を行い、5年毎の検証・見直し(ローリング)を実施します。</p> <p>○毎年度の進捗管理(モニタリング)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資・財政計画における実績値の把握と計画との乖離を確認 ・著しい乖離がある場合には、その原因と対策を検討 ・経営指標を分析し、経営健全化に向けた状況把握と今後の取組の方向性を確認 <p>○5年毎の検証・見直し(ローリング)</p> <p>本戦略の計画期間は令和4年度から令和13年度の10年間です。 具体的には、令和8年度を目途に下記のとおりローリングを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画値との乖離が大きい場合には、将来見通しの再評価 ・投資計画の内容の精査 ・新たな投資が必要な場合にはその財源についても再検証 ・経営指標の算定による経営状況の再評価及び必要に応じて新たな目標の設定 <div data-bbox="662 1444 1157 1904" style="text-align: center;"> <p>The diagram illustrates the PDCA cycle with four quadrants: <ul style="list-style-type: none"> Action (改善): Top-left quadrant, orange arrow pointing right. Plan (計画): Top-right quadrant, green arrow pointing down. Check (検証): Bottom-left quadrant, red arrow pointing up. Do (実行): Bottom-right quadrant, blue arrow pointing left. </p> </div>
----------------------------	--

別紙

経営比較分析表（令和2年度決算）

➤ **簡易水道事業**

投資・財政計画（収支計画）

投資・財政計画
(収支計画)

実質収支 (N)-(O)	赤字(P) 赤字(Q)	18,307	4,051	4,051	4,051	4,051	4,051	4,051	4,051	4,051	4,051	4,051	4,051
赤字比率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)		95	78	65	65	66	69	68	66	65	65	65	66
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額 (R)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)		80,922	82,455	72,038	71,241	70,639	69,669	68,859	68,062	67,441	66,467	65,658	64,849
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S) × 100)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額 (T)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)		80,922	82,455	72,038	71,241	70,639	69,669	68,859	68,062	67,441	66,467	65,658	64,849
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V) × 100)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高 (W)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債残高 (X)		468,117	537,867	543,627	582,775	610,995	619,957	612,224	612,869	612,220	613,226	616,024	620,194

○他会計繰入金 (単位:千円)

区 分	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
		(決算)	(決算見込)										
収益的収支分		14,725	24,843	4,157	4,157	4,157	4,157	4,157	4,157	4,157	4,157	4,157	4,157
	うち基準内繰入金	4,964	14,717	4,157	4,157	4,157	4,157	4,157	4,157	4,157	4,157	4,157	4,157
	うち基準外繰入金	9,761	10,126	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支分		23,296	20,555	50,556	41,564	47,759	29,379	36,639	38,837	40,579	39,717	38,555	37,827
	うち基準内繰入金	23,296	20,555	20,555	20,555	20,555	20,555	20,555	20,555	20,555	20,555	20,555	20,555
	うち基準外繰入金	0	0	30,001	21,009	27,204	8,824	16,084	18,282	20,024	19,162	18,000	17,272
合 計		38,021	45,398	54,713	45,721	51,916	33,536	40,796	42,994	44,736	43,874	42,712	41,984